

令和7年度指名停止の運用状況一覧表

令和7年12月24日現在

| 番号 | 指名停止業者名 | 所 在 地 | 指名停止の期間 | | | 指 名 停 止 の 理 由 | 発 注 者 又は 発注機関 | 発生場所 | 要領適用条項 |
|------|---------------------|------------------|----------|---------|------|--|---------------------|------|--------------------------|
| | | | 自 | 至 | (月数) | | | | |
| 11-1 | 日本交通技術株式会社名古屋支店 | 名古屋市中村区椿町14-13 | R7.12.24 | R9.6.23 | 18か月 | 公正取引委員会は、愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、違反事業者6者を公表するとともに、日本交通技術株式会社始め5者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 | — | — | 要領第4条第1項(別表第3-2)及び第6条第3項 |
| 11-2 | ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社 | 名古屋市中村区名駅5-33-10 | R7.12.24 | R8.9.23 | 9か月 | したがって、違反事業者の内、本県の入札参加資格を有する日本交通技術株式会社名古屋支店始め5者に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。 | | | |
| 11-3 | 大日コンサルタント株式会社中日本支社 | 名古屋市中村区名駅5-27-13 | R7.12.24 | R8.9.23 | 9か月 | | | | |
| 11-4 | 株式会社トーニチコンサルタント中部支社 | 名古屋市中区葵1-20-22 | R7.12.24 | R8.9.23 | 9か月 | | | | |
| 11-5 | 丸栄調査設計株式会社名古屋支店 | 名古屋市中区丸の内3-5-2 | R7.12.24 | R9.6.23 | 18か月 | | | | |

| 番号 | 指名停止業者名 | 所 在 地 | 指名停止の期間 | | | 指 名 停 止 の 理 由 | 発 注 者 又は 発注機関 | 発生場所 | 要領適用条項 |
|----|----------------|-------------------------|----------|---------|------|--|---------------------|------|--------------------------|
| | | | 自 | 至 | (月数) | | | | |
| 10 | 株式会社 愛知シンコー | 名古屋市南区 三条2-15- 25 | R7.12.24 | R8.2.23 | 2か月 | 一宮建設事務所発注の「交通安全施設等整備事業費（老朽化対策）の内横断歩道橋修繕工事（03）（週休2日）」の入札において、令和7年12月17日に株式会社愛知シンコーを落札者として決定したところ、令和7年12月18日に技術者の配置が困難になったとして同社が契約を辞退したものである。 このことは、不正又は不誠実な行為にあたり、工事等の契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社愛知シンコーに対して指名停止を行う。 | 一宮建設 事務所 | — | 要領第4条 第1項 (別表第3-7) |

| 番号 | 指名停止業者名 | 所 在 地 | 指名停止の期間 | | | 指 名 停 止 の 理 由 | 発 注 者 又は 発注機関 | 発生場所 | 要領適用条項 |
|-----|-----------------------|-------------------------|----------|--------|------|--|---------------------|-----------------------|--|
| | | | 自 | 至 | (月数) | | | | |
| 9-1 | 木内建設株式会社 名古屋支店 | 名古屋市東区 代官町 40-2 9 | R7.12.24 | R8.1.6 | 2週間 | 令和7年10月23日、公営住宅課発注の「愛知県営鳴海住宅PFI方式整備事業（第2次）」において、梁型枠の締固め作業を行っていた作業員が、別作業で使用中の資材運搬用仮設開口部から1階下へ転落し、約4週間の加療を要する中傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において特定事業者の安全管理措置が不適切であると判断されたことから、特定事業者である木内建設株式会社名古屋支店及び松井建拓株式会社に対して指名停止を行う。 また、松井建拓株式会社が構成員となっている、松井・庄田・遠山経常建設共同企業体に対しても同様に指名停止を行う。 | 公営住宅課 | 名古屋市 緑区浦里四 丁目地内 | 要領第4条 第1項 (別表第1-7) 及び 第5条第3項 |
| 9-2 | 松井建拓株式会社 | 新城市城北 1-1-5 | | | | | | | |
| 9-3 | 松井・庄田・遠山 経常建設共同企業体 | 新城市城北 1-1-5 | | | | | | | |

| 番号 | 指名停止業者名 | 所 在 地 | 指名停止の期間 | | | 指 名 停 止 の 理 由 | 発 注 者 又は 発注機関 | 発生場所 | 要領適用条項 |
|----|---------|-----------------|----------|----------|------|---|---------------------|--------------|--------------------------|
| | | | 自 | 至 | (月数) | | | | |
| 8 | 株式会社石高組 | 田原市田原町 東大浜50 | R7.12.18 | R7.12.31 | 2週間 | 令和7年10月28日、東三河建設事務所発注の「津波対策海岸特別緊急工事（津波対策緊急）（4号工）（遠隔臨場・週休2日）（R6国補正）」において、袋詰玉石をクレーン付きバックホウでダンプ荷台から荷下ろしする際、バックホウが転倒し、隣接する水路へ約4メートル落下し、元請業者の作業員が全治1週間の軽傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であったと判断されたことから、元請業者である株式会社石高組に対して指名停止を行う。 | 東三河建設事務所 | 田原市 谷熊町地内 | 要領第4条 第1項 (別表第1-7) |

| 番号 | 指名停止業者名 | 所 在 地 | 指名停止の期間 | | | 指 名 停 止 の 理 由 | 発 注 者 又は 発注機関 | 発生場所 | 要領適用条項 |
|----|---------|----------------|----------|---------|------|---|---------------------|--------------|--|
| | | | 自 | 至 | (月数) | | | | |
| 7 | 角文株式会社 | 刈谷市泉田町 古和井1 | R7.12.18 | R8.1.17 | 1か月 | <p>令和7年10月14日、知立建設事務所発注の「道路改良工事(交付金)(安城3号工)(週休2日・遠隔臨場)」において、バックホウをダンプトラックの荷台に積み込むため、アルミブリッジを使用して後進で荷台へ上ろうとしたところ、荷台に乗りかかった時に片方のアルミブリッジが滑り落ち、バックホウが転落してオペレーターが投げ出され、全治3か月の重傷を負った。</p> <p>本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において元請業者が著しく安全管理義務を怠ったと判断された。</p> <p>また、工事着手前に提出すべき施工計画書を提出しておらず、愛知県土木工事標準仕様書に定める必要な手続きを怠っていたことは契約違反にあたる。</p> <p>したがって、契約の相手方として不適当であると判断し、元請業者である角文株式会社に対して指名停止を行う。</p> | 知立建設事務所 | 安城市 高棚町地内 | 要領第4条 第1項 (別表第1-4、 1-7) 及び 第6条第1項 |

| 番号 | 指名停止業者名 | 所 在 地 | 指名停止の期間 | | | 指 名 停 止 の 理 由 | 発 注 者 又は 発注機関 | 発生場所 | 要領適用条項 |
|-----|--------------------------------|----------------------------|-----------|----------|------|--|---------------------|------|--------------------------|
| | | | 自 | 至 | (月数) | | | | |
| 6-1 | 極東開発工業 株式会社 | 大阪府大阪市 中央区淡路町 2-5-11 | R7. 10. 8 | R8. 5. 7 | 7か月 | 公正取引委員会は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、極東開発工業株式会社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。また、新明和工業株式会社に対して、違反行為の認定を行った。 したがって、本県の入札参加資格を有する極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。 | — | — | 要領第4条 第1項 (別表第3-1) |
| 6-2 | 新明和工業株式会社 流体事業部営業本部 中部支店 | 名古屋市中区 大須 1-7-11 | R7. 10. 8 | R8. 6. 7 | 8か月 | | | | |

| 番号 | 指名停止業者名 | 所 在 地 | 指名停止の期間 | | | 指 名 停 止 の 理 由 | 発 注 者 又は 発注機関 | 発生場所 | 要領適用条項 |
|----|-----------|----------------|---------|---------|------|--|---------------------|------|--------------------------|
| | | | 自 | 至 | (月数) | | | | |
| 5 | 株式会社大原工務店 | 西尾市善明町中根原11-35 | R7.9.10 | R7.10.9 | 1か月 | 架空の外注費計上などで計5,100万円余りを脱税したとして、株式会社大原工務店及び同社営業部長が、法人税法違反などの罪で、令和7年8月22日、名古屋地方裁判所から有罪判決を言い渡された。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、株式会社大原工務店に対し指名停止を行う。 | — | — | 要領第4条 第1項 (別表第3-7) |

| 番号 | 指名停止業者名 | 所 在 地 | 指名停止の期間 | | | 指 名 停 止 の 理 由 | 発 注 者 又は 発注機関 | 発生場所 | 要領適用条項 |
|----|-------------------------------|--------------------------|---------|---------|------|---|---------------------|------|--------------------------|
| | | | 自 | 至 | (月数) | | | | |
| 4 | 株式会社中央技術 コンサルタンツ 名古屋営業所 | 名古屋市中村区 名駅 3-28-12 | R7.8.6 | R8.10.5 | 14か月 | 宮城県気仙沼市が令和5年度に 発注した道路整備工事の設計業務 の一般競争入札に際し、同市の職員 が設計価格を株式会社中央技術コ ンサルタンツ東北支店長に漏らし、 落札させたとして、同職員が官製談 合防止法違反及び公契約関係競売 等妨害の疑いで、同支店長が公契約 関係競売等妨害の疑いで令和7年 7月21日、宮城県警察に逮捕され た。 このため、契約の相手方として不 適当であると判断し、株式会社中央 技術コンサルタンツ名古屋営業所に 対し指名停止を行う。 | — | — | 要領第4条 第1項 (別表第3-3) |

| 番号 | 指名停止業者名 | 所 在 地 | 指名停止の期間 | | | 指 名 停 止 の 理 由 | 発 注 者 又は 発注機関 | 発生場所 | 要領適用条項 |
|----|---------|------------------|---------|---------|------|--|---------------------|--------------------|--------------------------|
| | | | 自 | 至 | (月数) | | | | |
| 3 | 株式会社桐山組 | 岡崎市伊賀町 字愛宕山38 | R7.8.6 | R7.8.19 | 2週間 | 令和7年2月10日、西三河建設事務所発注の「急傾斜地伐採業務（東丸根区域）」において、元請業者の作業員が、他の作業員が伐採した枝を短く切る作業をしていたところ、回転しているチェーンソーの刃が左手親指に当たり、約1週間の安静を要する中傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であったと判断されたことから、元請業者である株式会社桐山組に対して指名停止を行う。 | 西三河 建設事務所 | 岡崎市 中町1丁目 地内 | 要領第4条 第1項 (別表第1-7) |

| 番号 | 指名停止業者名 | 所 在 地 | 指名停止の期間 | | | 指 名 停 止 の 理 由 | 発 注 者 又は 発注機関 | 発生場所 | 要領適用条項 |
|----|------------|-----------------|---------|---------|------|--|---------------------|-------------|------------------|
| | | | 自 | 至 | (月数) | | | | |
| 2 | カネハチ建設株式会社 | 北設楽郡設楽町田峯字長原8-2 | R7.8.6 | R7.8.19 | 2週間 | <p>令和6年11月15日、新城設楽建設事務所発注の「道路改良工事（防災・安全）（D8）（2号工）（余裕期間・週休2日・環境整備）（R5国補正）」において、地山補強土工の掘削が完了し、足場設置に支障となる地山の草刈りをするため、元請業者の作業員が手鎌にて草刈り作業を実施していたが、作業完了後に、何らかの要因で最大6m程度の高さから転落し、2か月以上の加療を要する重傷を負った。</p> <p>本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において元請業者の安全管理措置が不適切であったと判断されたことから、元請業者であるカネハチ建設株式会社に対して指名停止を行う。</p> | 新城設楽建設事務所 | 北設楽郡設楽町豊邦地内 | 要領第4条第1項(別表第1-7) |

| 番号 | 指名停止業者名 | 所 在 地 | 指名停止の期間 | | | 指 名 停 止 の 理 由 | 発 注 者 又は 発注機関 | 発生場所 | 要領適用条項 |
|-----|-----------------|--------------------------|-----------|----------|------|---|---------------------|-----------|------------------|
| | | | 自 | 至 | (月数) | | | | |
| 1-1 | 東名開発株式会社 | 海部郡蟹江町大字蟹江新田字前波 227-3 | R7. 4. 22 | R7. 5. 5 | 2週間 | 令和7年1月24日、海部建設事務所発注の「緊急河川浚渫維持工事(その4)(週休2日)」において、作業員が、伐採した雑木をパッカー車に積み込める大きさにするため、1人でチェーンソーにて切断作業を行っていたところ、片手でチェーンソーを操作し、その手と交差する形で左手で伐木を持ったことから、チェーンソーに左腕の服が巻き込まれ、左腕を切る事故が発生した。これにより、全治約2週間(休業0日)の軽傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通局・建築局建設工事事故調査委員会において元請業者、一次下請業者及び二次下請業者が著しく安全管理義務を怠ったと判断されたことから、元請業者である東名開発株式会社、一次下請業者であるフジ造園土木株式会社蟹江営業所及び二次下請業者である松香造園株式会社に対して指名停止を行う。 | 海部建設事務所 | 愛西市西川端町地内 | 要領第4条第1項(別表第1-7) |
| 1-2 | フジ造園土木株式会社蟹江営業所 | 海部郡蟹江町大字蟹江新田字下市場19-1 | R7. 4. 22 | R7. 5. 5 | 2週間 | | | | |
| 1-3 | 松香造園株式会社 | あま市七宝町川部二屋敷23 | R7. 4. 22 | R7. 5. 5 | 2週間 | | | | |